

高浜町町章の使用に関する要綱を次のように定める。

令和5年7月4日

### 高浜町町章の使用に関する要綱

#### (趣旨)

第1条 この要綱は、高浜町町章（以下「町章」という。）の適切かつ秩序ある使用に関し必要な事項を定めるものとする。

#### (使用の許可の基準)

第2条 町章の使用は、次のいずれかに該当する場合に許可をするものとする。

- (1) 町が共催する事業において使用する場合
- (2) 町が委託する事業において使用する場合
- (3) 町内の自治会等の地域団体、社会教育団体その他町長が認める団体の行事で使用する場合
- (4) 前号に掲げるもののほか、特に町長が認める場合

2 前項の規定にかかわらず、次のいずれかに該当するものは、町章の使用を許可しないものとする。

- (1) 町が共催し、又は委託する事業以外で営利を目的とするもの
- (2) 町の名誉を傷つけ、又は信用を失墜させるおそれのあるもの
- (3) 法令や公序良俗に反するおそれのあるもの
- (4) 人権侵害につながるもの
- (5) 暴力団及び暴力団員並びにこれらに準ずる者の利益になるもの
- (6) 宗教的な活動に使用するもの
- (7) 選挙活動その他の政治的な活動に使用するもの

#### (申請)

第3条 町章を使用しようとする者（以下「申請者」という。）は、高浜町町章使用許可申請書（別記様式1。以下「申請書」という。）により町長に申請するものとする。ただし、町が使用する場合に当たっては、この限りではない。

2 前項本文の規定にかかわらず、申請書について、その内容を記載した任意の文書をもって代えることができる。

3 町長は、前2項のいずれかの申請書を受理した場合は、その内容を審査し、適当と認めるときは、その使用を許可し、その旨を高浜町町章使用承認通知書（別紙様式2）により当該申請者に通知するものとし、不適当とするときはその使用を許可せず、その旨を高浜町町章使用非承認通知書（別紙様式3）により当該申請者に通知するものとする。

#### (許可の取消し)

第4条 町長は、前条3項の規定により許可を受けた申請者において次の各号のいずれかに該当する事由があったときは、その許可を取り消すことができる。

- (1) 偽りその他不正の申請により許可を受けたとき。
- (2) 許可を受けた使用目的等以外に使用したとき。

(3) この要綱の規定に反したとき。

(調査)

第5条 町長は、必要があると認めるときは、関係者に対して、職員による調査をさせることができる。

(その他)

第6条 この要綱の施行に関し必要な事項は、町長が別に定める。

附則

この告示は、令和5年8月1日から施行する。

年 月 日

高浜町町章使用許可申請書

高 浜 町 長 様

申請者 住 所  
氏 名  
電話番号

次のとおり高浜町町章を使用したいので、申請します。

使 用 目 的	
使 用 方 法	
使 用 期 間	年 月 日 ～ 年 月 日
使用見本又は使用案	添付書類を提出してください。
特 記 事 項	

第 号  
令和 年 月 日

様

高浜町長 野瀬 豊  
（公印省略）

高浜町町章使用承認通知書

年 月 日付けで申請があった町章の使用につきまして承認します。

〈留意事項〉

- ・営利目的で使用しないこと。
- ・申請した目的以外に使用しないこと。
- ・上記の内容に反したとき、また虚偽の申請が発覚したときは承認を取り下げることとする。

第 号  
令和 年 月 日

様

高浜町長 野瀬 豊  
( 公 印 省 略 )

高浜町町章使用非承認通知書

年 月 日付けで申請があった町章の使用につきまして非承認します。

【非承認理由】

---

---

---

---

---

---

---

---

---

---

---